

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。なお、各設問は独立した問題として解答すること。

【事例】 Xは、Yに対し、X所有の甲土地につき、契約期間 30 年、地代月額 30 万円で、建物所有を目的として賃貸した（以下「本件借地契約」という。）。Yは、甲土地上に乙建物を建築し、飲食店を営んでいた。本件借地契約の締結から 18 年が経過した頃、Y が乙建物を A に譲渡していた事実が判明したため、X は、賃借権の無断譲渡を理由に本件借地契約を解除し、Y に対し、同契約の終了を理由として、建物収去土地明渡しを求める訴えを提起した（以下「本訴」という。）。Y は、口頭弁論期日に出席し、X は Y が A に飲食店経営を託したことを知っており、賃借権の無断譲渡はなかったと主張し、請求棄却判決を求めた。しかし、裁判所は、X の主張を認め、請求認容判決をした（以下「本判決」という。）。Y が控訴しなかったため、本判決は確定した。X はその後、本判決を債務名義として強制執行を申し立てた。

【設問 1】 本判決の確定後、Y は、「借地借家法 13 条の建物買取請求権を行使した。これにより本判決は債務名義としての効力を失った。」と主張し、X を被告として請求異議の訴えを提起した。Y の主張は認められるか。（配点 25 点）

【設問 2】 本訴において、X は、建物収去土地明渡し請求のほか、Y が滞納していた地代 150 万円の支払を請求していたものとする。また、Y は、X に対し、同額の貸金債権を有するとして、地代債権を受働債権、貸金債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出したのに対し、裁判所は、この相殺の抗弁を認め、X の請求を棄却する判決をし、同判決は確定したものとする。その後 Y は、X を被告として、本訴において Y が提出した相殺の抗弁の自働債権と同一の貸金債権にかかる貸金の返還を求める訴えを提起した。裁判所は、Y の訴えをどのように処理すべきか。（配点 25 点）